

平成年19年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 19年 8月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

施策名	1 公害紛争の処理	政策体系上の位置付け													
		1 公害紛争の処理													
施策の概要	<p>公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行っている。また、公害紛争処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を設置しない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）が設置され、公害紛争処理法により定められている管轄に従い、それぞれ独立して公害紛争の処理に当たっているところであるが、公害等調整委員会は、公害紛争処理法を所管する立場から、制度全体の円滑な運営のために公害審査会等との連携を図っている。さらに、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされている公害苦情の処理について、指導等を行っている。</p>														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>測定指標の状況から、公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の適切な処理、多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用が図られており、目標(1)（公正かつ中立な立場から公害紛争事件の適切な処理を図る）及び(2)（多様化する公害紛争に対応した公害紛争処理制度の運用を行う）は達成されていると言える。また、国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理が促進されており、目標(3)（国及び都道府県を通じた公害紛争処理制度全体の円滑な運営及び公害苦情処理の適切な処理の促進を図る）は達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>なお、仲裁については、特に都道府県公害審査会等において裁断型の紛争解決を実施する潜在的なニーズは高いと考えられることから、公害紛争処理制度を所管する公害等調整委員会においては、その活性化を図るための方策を準備することが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な測定指標</th> <th style="width: 70%;">測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 (2) 上記事件の処理の計画性及び期間 (3) 上記事件における公害の多様化への対応状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（責任裁定事件5件、原因裁定事件1件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件1件、裁定事件16件、義務履行勧告申出事件1件）である。このうち6件（裁定事件5件、義務履行勧告申出事件1件）が18年度中に終結し、残り12件は19年度に繰り越され ・上記終結事件（6件）の平均処理期間は、大規模な事件の処理を含んでいたものの、約1年5か月であった。 ・上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 ・上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考 </td> </tr> <tr> <td>(4) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況 (5) 公害紛争の処理に係る会議等の実施状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公害等調整委員会内での勉強会を開催したほか、「公害紛争処理連絡協議会」や「公害苦情相談研究会」等の各種会議を開催し、また、その中で、公害紛争処理に係る講演、事例研究等を実施した。 ・公害紛争処理制度における仲裁の活性化を図るため、勉強会、講演の開催、ADR先進国である米国の諸機関のヒアリングの実施などの研究・調査を行った。 </td> </tr> <tr> <td>(6) 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件30件及び義務履行勧告申出事件2件に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計79件である。このうち35件が18年度中に終結し、残り44件は19年度に繰り越された。 ・終結した34件の調停事件には、①主張される公害の種類の複合化、②被害の発生源が多岐に渡っていること、③おそれ公害事件の係属、④国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件の係属などの態様が見られるほか、約6割の事件が1年以内に終結している ・過去に調停成立した事件において締結された調停条項の実施を求めた義務履行勧告申出事件が2件見られ、紛争解決の実効性の確保のためにも公害紛争処理制度が活用されている状況がうかがえる。 </td> </tr> <tr> <td>(7) 公害苦情の処理状況</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた95,655件（前年度に比べて1,334件（1.4%）の増加）に前年度から繰り越された6,013件を加えた101,668件である。 ・このうち、87,861件（処理件数の86.4%）が平成17年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（62,416件）のうち、76.2%（47,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されている。 </td> </tr> <tr> <td>(8) 公害苦情相談研究会における参加者の理解度等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度100%、理解度97%となり、設定した目標を達成できた。 </td> </tr> </tbody> </table>			主な測定指標	測定指標の状況	(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 (2) 上記事件の処理の計画性及び期間 (3) 上記事件における公害の多様化への対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（責任裁定事件5件、原因裁定事件1件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件1件、裁定事件16件、義務履行勧告申出事件1件）である。このうち6件（裁定事件5件、義務履行勧告申出事件1件）が18年度中に終結し、残り12件は19年度に繰り越され ・上記終結事件（6件）の平均処理期間は、大規模な事件の処理を含んでいたものの、約1年5か月であった。 ・上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 ・上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考 	(4) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況 (5) 公害紛争の処理に係る会議等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公害等調整委員会内での勉強会を開催したほか、「公害紛争処理連絡協議会」や「公害苦情相談研究会」等の各種会議を開催し、また、その中で、公害紛争処理に係る講演、事例研究等を実施した。 ・公害紛争処理制度における仲裁の活性化を図るため、勉強会、講演の開催、ADR先進国である米国の諸機関のヒアリングの実施などの研究・調査を行った。 	(6) 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件30件及び義務履行勧告申出事件2件に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計79件である。このうち35件が18年度中に終結し、残り44件は19年度に繰り越された。 ・終結した34件の調停事件には、①主張される公害の種類の複合化、②被害の発生源が多岐に渡っていること、③おそれ公害事件の係属、④国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件の係属などの態様が見られるほか、約6割の事件が1年以内に終結している ・過去に調停成立した事件において締結された調停条項の実施を求めた義務履行勧告申出事件が2件見られ、紛争解決の実効性の確保のためにも公害紛争処理制度が活用されている状況がうかがえる。 	(7) 公害苦情の処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた95,655件（前年度に比べて1,334件（1.4%）の増加）に前年度から繰り越された6,013件を加えた101,668件である。 ・このうち、87,861件（処理件数の86.4%）が平成17年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（62,416件）のうち、76.2%（47,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されている。 	(8) 公害苦情相談研究会における参加者の理解度等	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度100%、理解度97%となり、設定した目標を達成できた。
主な測定指標	測定指標の状況														
(1) 公害等調整委員会における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況 (2) 上記事件の処理の計画性及び期間 (3) 上記事件における公害の多様化への対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に公害等調整委員会に係属した事件数は、新規に受け付けた6件（責任裁定事件5件、原因裁定事件1件）に前年度から繰り越された12件を加えた計18件（調停事件1件、裁定事件16件、義務履行勧告申出事件1件）である。このうち6件（裁定事件5件、義務履行勧告申出事件1件）が18年度中に終結し、残り12件は19年度に繰り越され ・上記終結事件（6件）の平均処理期間は、大規模な事件の処理を含んでいたものの、約1年5か月であった。 ・上記係属事件には、化学物質に関する事件や、廃棄物に関する事件など、多様な態様の公害事件が含まれている。 ・上記の処理状況について見ると、事件の処理に当たっては、公害紛争処理制度の特長を活かし、現地調査の実施や専門委員の任命等により専門的知見を得て精力的に事件処理手続を進めた。また、計画審理などによる迅速かつ適正な処理方法が確立されつつあると考 														
(4) 公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況 (5) 公害紛争の処理に係る会議等の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公害等調整委員会内での勉強会を開催したほか、「公害紛争処理連絡協議会」や「公害苦情相談研究会」等の各種会議を開催し、また、その中で、公害紛争処理に係る講演、事例研究等を実施した。 ・公害紛争処理制度における仲裁の活性化を図るため、勉強会、講演の開催、ADR先進国である米国の諸機関のヒアリングの実施などの研究・調査を行った。 														
(6) 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に審査会等に係属した事件数は、新規に受け付けた調停事件30件及び義務履行勧告申出事件2件に前年度から繰り越された調停事件47件を加えた計79件である。このうち35件が18年度中に終結し、残り44件は19年度に繰り越された。 ・終結した34件の調停事件には、①主張される公害の種類の複合化、②被害の発生源が多岐に渡っていること、③おそれ公害事件の係属、④国、地方公共団体、公団等が当事者に含まれる事件の係属などの態様が見られるほか、約6割の事件が1年以内に終結している ・過去に調停成立した事件において締結された調停条項の実施を求めた義務履行勧告申出事件が2件見られ、紛争解決の実効性の確保のためにも公害紛争処理制度が活用されている状況がうかがえる。 														
(7) 公害苦情の処理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口において取り扱われた公害苦情処理件数は、新規に受け付けた95,655件（前年度に比べて1,334件（1.4%）の増加）に前年度から繰り越された6,013件を加えた101,668件である。 ・このうち、87,861件（処理件数の86.4%）が平成17年度に公害苦情相談窓口で直接処理された。また、典型7公害の直接処理件数（62,416件）のうち、76.2%（47,553件）が苦情申立てから1か月以内に処理されている。 														
(8) 公害苦情相談研究会における参加者の理解度等	<ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情相談研究会の内容が参加者にとって有益なものであったか等を把握するため、参加者に対してアンケートを実施した。目標値を参考度、理解度それぞれ80%と設定していたところ、参考度100%、理解度97%となり、設定した目標を達成できた。 														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)												

平成年 1 9 年度事後評価書要旨

評価実施時期：平成 1 9 年 8 月

担当部局名：公害等調整委員会事務局総務課

施策名	2 土地利用の調整	政策体系上の位置付け													
		2 土地利用の調整													
施策の概要	<p>公害等調整委員会は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、鉱区禁止地域の指定、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定を行い、また、土地利用の複雑・多様化に対応して、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、主務大臣に対する意見の申出等を行っている。</p>														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>測定指標の状況から、公害等調整委員会では、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益との調整、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保が図られており、いずれの目標も達成されていると言える。</p> <p>以上より、当該計画期間内に実施した所掌事務の処理状況について見ると、目標は達成されており、成果が上がっていると考えられるため、これまでの取組を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 35%;">主な測定指標</th> <th style="width: 65%;">測定指標の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</td> <td>・平成18年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件はない。</td> </tr> <tr> <td>(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況</td> <td>・平成18年度に係属した不服の裁定事件4件のうち2件については、それぞれ約1年6か月、約1年で終結し、残り2件は19年度に繰り越された。</td> </tr> <tr> <td>(3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間</td> <td>・上記の処理状況を見ると、終結した2件の事件について公正中立かつ専門的な第三者機関として審理に基づき手続にあたり、事実関係を詳細に認定・判断した結果、1件については申請を認容し当該処分を取り消し、1件は、申請を却下している。また、両事件の係属の初期段階において、両事件が関連するものであるとして併合して審理を行ったことで、個別に審理を行った場合に比べて手続の重複や事実認定の齟齬などを排除することができ、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。</td> </tr> <tr> <td>(4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間</td> <td>・平成18年度に係属した20件のうち14件については、平均約8か月で終結し、残り6件は19年度に繰り越された。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。</td> </tr> </tbody> </table>			主な測定指標	測定指標の状況	(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成18年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件はない。	(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	・平成18年度に係属した不服の裁定事件4件のうち2件については、それぞれ約1年6か月、約1年で終結し、残り2件は19年度に繰り越された。	(3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間	・上記の処理状況を見ると、終結した2件の事件について公正中立かつ専門的な第三者機関として審理に基づき手続にあたり、事実関係を詳細に認定・判断した結果、1件については申請を認容し当該処分を取り消し、1件は、申請を却下している。また、両事件の係属の初期段階において、両事件が関連するものであるとして併合して審理を行ったことで、個別に審理を行った場合に比べて手続の重複や事実認定の齟齬などを排除することができ、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。	(4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成18年度に係属した20件のうち14件については、平均約8か月で終結し、残り6件は19年度に繰り越された。		・上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。
主な測定指標	測定指標の状況														
(1) 鉱区禁止地域指定請求事件の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成18年度に係属した鉱区禁止地域指定請求事件はない。														
(2) 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件の受付、係属及び終結の状況	・平成18年度に係属した不服の裁定事件4件のうち2件については、それぞれ約1年6か月、約1年で終結し、残り2件は19年度に繰り越された。														
(3) 上記裁定事件の処理の計画性及び期間	・上記の処理状況を見ると、終結した2件の事件について公正中立かつ専門的な第三者機関として審理に基づき手続にあたり、事実関係を詳細に認定・判断した結果、1件については申請を認容し当該処分を取り消し、1件は、申請を却下している。また、両事件の係属の初期段階において、両事件が関連するものであるとして併合して審理を行ったことで、個別に審理を行った場合に比べて手続の重複や事実認定の齟齬などを排除することができ、計画的審理に基づく迅速かつ適正な事件処理を行うことができたと言える。														
(4) 土地収用法に基づく意見の申出事案等の受付、係属及び終結の状況並びに処理期間	・平成18年度に係属した20件のうち14件については、平均約8か月で終結し、残り6件は19年度に繰り越された。														
	・上記の処理状況を見ると、審査請求人及び処分庁の各主張内容やその趣旨を論点ごとに詳細に吟味し、それらを主張の要旨としての的確に整理した上で、土地収用法等関係法令を参照して意見の申出を行っており、公正中立な第三者機関として適切に処理したと言える。														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)												

平成 19 年度事後評価書の対象政策及び目標

